

金城学院大学利益相反ポリシー

(2010年11月15日制定)

最終改正 2022年2月14日

1. 目的

第1条 金城学院大学（以下「本学」という。）は、2009年、金城学院大学産学官連携ポリシーを制定し、産学官連携活動を積極的に推進する体制を構築した。しかしながら、大学と企業等ではその目的と役割が異なり、産学官連携活動とりわけ企業との連携活動において利益相反が生じる可能性、あるいは利益相反との疑念が生じる可能性を無くすことはできない。

第2条 そこで、産学官連携活動を公正かつ円滑に促進することをめざし、本学の教育・研究への社会的信頼が損なわれることがないようにするために、連携活動において企業等との関係で発生する本学の専任教員、特別契約教員、短期契約外国語教員、助教及び看護学部助手（以下、「教員等」という。）の利益や責務を利益相反の観点から大学として適正に管理することを目的とする金城学院大学利益相反ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2. 定義

第3条 本ポリシーにおいて利益相反とは、教員等個人が取得する利益と大学における教員等としての責任とが相反する事態、大学が取得する利益と大学の社会的責任とが相反する事態、教員等が兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っている場合において大学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない事態、又は、以上のような事態が生じるのではないかと第三者から疑念が表明されかねない状態をいう。

3. 基本的な考え方

第4条 本学は、産学官連携活動を公正かつ円滑に促進するために、教員等に必要な情報の提出を求め利益相反を適正に管理し、教育・研究の中立性と公共性を担保する。

4. 適用対象者

第5条 本ポリシーの適用対象者は、本学の教員等とする。

5. 委員会の設置

第6条 本学は、利益相反を適正に管理するために、利益相反マネジメント委員会を設置する。

6. 自己申告

第7条 教員等は、企業等との間に発生する利益や責務に関し利益相反に関する疑念が生じうる可能性のある場合、利益相反自己申告書を利益相反マネジメント委員会に提出するものとする。

7. 利益相反ポリシーの改廃

第8条 本ポリシーの改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附則（2010年11月15日常任理事会）

この利益相反ポリシーは、2010年11月15日から施行する。

附 則（2022年2月14日常任理事会）

この利益相反ポリシーは、2022年4月1日から施行する。